

令和 8 年千葉市教育委員会会議
第 2 回定例会会議録

千葉市教育委員会

令和 8 年千葉市教育委員会会議第 2 回定例会会議録

日時 令和 8 年 2 月 4 日 (水)

午後 1 時 3 0 分開会

午後 3 時 2 4 分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員	教 育 長	鶴岡 克彦
	委 員	小西 朱見
	委 員	大山 尋美
	委 員	杉山 浩
	委 員	磯邊 聡

出席職員	教 育 次 長	中島 千恵	教 育 支 援 課 長	高橋 泰雄
	教 育 総 務 部 長	西 公厚	保 健 体 育 課 長	太刀川 裕
	学 校 教 育 部 長	川名 正雄	保健体育課部活動地域移行担当課長	桑田 秀幸
	生 涯 学 習 部 長	大塚 暁	保健体育課学校給食担当課長	加々美みずほ
	総 務 課 長	山田 利雄	教育センター所長	渡辺佳代子
	企 画 課 長	望月 宏次	養護教育センター所長	小谷 泰也
	教 育 職 員 課 長	川島 政美	生涯学習振興課長	志保澤 剛
	教 育 給 与 課 長	吉野 嘉人	生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長	高桑 太綱
	学 校 施 設 課 長	大久保智之	文 化 財 課 長	君塚 常行
	学 事 課 長	小林 公人	文化財課新博物館整備室長	乃万 博文
	教育改革推進課主任指導主事	藤井 大	総 務 課 総 括 主 幹	石毛 実
	教 育 指 導 課 長	小石 伸一		

書 記	総務課総務班主査	中台陽一郎	総 務 課 主 任 主 事	山口しのぶ
-----	----------	-------	---------------	-------

- 1 開会
教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
過半数の委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の
鶴岡教育長より杉山委員を指名
- 4 会期の決定
令和8年2月4日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認
令和7年第2回臨時会の会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 非公開審議の決定
議案第4号乃至議案第10号を非公開審議とする旨決定
- 8 議事の概要
 - (1) 報告事項
報告事項(1) 第68回千葉市小・中・中等教育・特別支援学校児童生徒作品
総合展覧会第2部について
小石教育指導課長より報告があった。
報告事項(2) 令和7年度千葉市教育研究奨励賞について
小石教育指導課長より報告があった。
報告事項(3) 不登校児童生徒等の保護者交流会の実施について
渡辺教育センター所長より報告があった。
 - (2) 議決事項
議案第2号 地域・学校の連携・協働体制（コミュニティ・スクール導入
等）について
小林学事課長より説明があった後、全員異議なく原案通り可決した。
議案第3号 令和9年度千葉市立特別支援学校高等部及び高等特別支援学校
入学者選考の日程について
高橋教育支援課長より説明があった後、全員異議なく原案通り可決した。
議案第4号 令和7年度補正予算について（2月補正）
望月企画課長、吉野教育給与課長、大久保学校施設課長、加々美保健体育課
学校給食担当課長及び高桑生涯学習振興課放課後対策担当課長より説明があ
った後、全員異議なく原案通り可決した。
議案第5号 令和8年度当初予算について

山田総務課長より説明があった後、全員異議なく原案通り可決した。

議案第 6 号 千葉市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について

吉野教育給与課長より説明があった後、全員異議なく原案通り可決した。

議案第 7 号 千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について

吉野教育給与課長より説明があった後、全員異議なく原案通り可決した。

議案第 8 号 千葉市職員の旅費等に関する条例等の一部改正について

吉野教育給与課長より説明があった後、全員異議なく原案通り可決した。

議案第 9 号 千葉市青少年センター設置管理条例の廃止について

志保澤生涯学習振興課長より説明があった後、全員異議なく原案通り可決した。

議案第 10 号 工事請負契約の締結について（特別史跡加曽利貝塚新博物館（仮称）整備・運営事業建設工事）

乃万文化財課新博物館整備室長より説明があった後、全員異議なく原案通り可決した。

(3) 発言の要旨

報告事項（1）第 68 回千葉市小・中・中等教育・特別支援学校児童生徒作品総合展覧会第 2 部について

鶴岡教育長 報告事項（1）「第 68 回千葉市小・中・中等教育・特別支援学校児童生徒作品総合展覧会第 2 部について」、教育指導課長、説明をお願いします。

小石教育指導課長 「第 68 回千葉市小・中・中等教育・特別支援学校児童生徒作品総合展覧会第 2 部について」、報告します。

1 月 24 日から 2 月 1 日までの 9 日間、千葉市美術館を会場に開催しました。この総合展覧会第 2 部は、「書写」、「特別支援教育」、「図画工作・美術」、「家庭、技術・家庭」の 4 部門の日常の授業において、児童生徒が取り組んだ優秀な作品を一堂に展示し、その成果を公開するものです。

会場は、昨年度同様に千葉市美術館での開催となり、1 階のさや堂ホール、9 階の市民ギャラリー、11 階の講堂の 3 フロアを会場に、各学校から選ばれた作品 2,355 点を展示し、参観者数は 9 日間で延べ 1 万 8,211 人となりました。

どの部門の作品も工夫を凝らしており、思いを込めて粘り強く取り組んだ作品を家族総出で参観している様子や、熱心に見入る市民の姿が見られました。また、本展覧会は教職員の研修の場として大変有効な面もありますので、たくさんの教職員が研修として来場し、材料や表現方法について会話をするなど教材研究をす

る姿も見られました。

今後、今年度の総合展覧会について、審査員による講評を冊子にまとめて、各学校に送付する予定です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

杉山委員 先日視察させていただきました。非常に個性豊かな作品や感動した作品多数あり、視察できてよかったです。ありがとうございました。1点だけ意見となりますが、1階の特別支援教育の部門についてですが、展示会場の室内が非常に暗いイメージに感じました。その後、9階、11階へ移動しましたが、とても明るく、1階とのギャップを感じました。光が当たらない場所に多くの作品があるため、何か工夫をしてもう少し明るくならないかなと思いました。

その理由の一つとして、展示会開始式では教員からの説明の中で、作品のポイントの説明があり、例えば木工作品では、サンドペーパーで隅々まできちんと磨きあげ、表面が輝くように仕上げてあります。裁縫部門では縫い目を細かくしっかりと仕上げているのでよく見ていただきたい等の説明がありました。今回は作品に光が当たらないため、教員による事前説明の部分はしっかり確認できない作品が多かったです。今後、室内の環境の改善は大変難しいこともあるかと思いますが、スポットライト等を活用するなどして、作品に光が当たる環境に改善していただけたら良いかと思いました。

鶴岡教育長 まずはご意見で。その他、ございますか。

では、私も感想なのですが、杉山委員と一緒に見たのですが、昔は一部だったのですが、今は全部の作品に、教職員がコメントを丁寧につけて、この作品はこうだったね、ああだったねということを、子どもたちも自分自身振り返っているのだけれども、あれはやはり子どもたちにとっても、嬉しいだろうなとか、今後の指導にも役立つのだろうなと思い、とても良いなと改めて感じました。以上、2つの意見を含めて、何か見解はありますか。

小石教育指導課長 ご意見ありがとうございました。

私も視察に行ったときに、1階のさや堂については、毎年使っているのですが、少し暗いなというイメージがありました。千葉市美術館と協議をしながら、明るさについて検討していきたいと思います。千葉市美術館がそのほかに貸し出ししているのが4階と5階ですが、4階は、部屋が狭くて2部屋に分かれてしまいま

す。5階にもワークショップルームがありますが、1階のさや堂ホールを1つ借りるのと、4階と5階を両方借りるのとで、スペース的にさや堂ホールの方が広いです。また、料金的な課題もあります。

ですので、明るさに関しては、何か持ち込みが可能なのかどうかも含めて、検討していきたいと思います。

作品へのコメントに関しては、担当の先生方が、目を真っ赤にしながら作成しています。私も視察とは別に、午後8時まで行っていた日があるのですが、学校の先生方が結構来ていたので、関心の高さがうかがえました。

鶴岡教育長 さや堂ホールは吹き抜けになっているので、どのように照明を特設するかというのも、考えなければならないですね。

杉山委員 難しいとは思いますが、どうぞ。

僕も眼鏡をかけているので、暗いところは苦手で。暗いとなかなか読みにくいので、せっかく先生方が書いたコメントも、もったいないなと思いました。

鶴岡教育長 では、課題の一つとしてご検討ください。

杉山委員 よろしくをお願いします。

報告事項（2）令和7年度千葉市教育研究奨励賞について

鶴岡教育長 報告事項（2）「令和7年度千葉市教育研究奨励賞について」、教育指導課長、お願いします。

小石教育指導課長 報告事項（2）「令和7年度千葉市教育研究奨励賞について」、報告します。

議案書の3ページをお開きください。

「1 趣旨」ですが、各教科等において、研究実践活動が特に顕著な教職員に対し、千葉市教育研究奨励賞を授与し、今後の研究・実践活動の充実発展を期するとともに、全教職員の研究奨励を図ることとしています。

「2 研究分野」では、教科、特別活動、特別支援教育、情報教育、学年・学級経営、校内研修、学校事務・学校給食など16の分野を対象としています。

「3 受賞対象者の要件」に関しては、資料に記載のとおりです。

なお、資料に記載はありませんが、今年度の本市教育奨励賞の受賞者の平均年齢は42.0歳です。昨年は41.8歳でした。

若年層教員が増大している中、実践的指導力のある人物のミドルリーダーとしての役割が重要になっております。選考にあたっては、これからの千葉市の教育を創造し、リードしていくことができる教職員の育成が急務であることや、若年層教員の模範となるような人物を表彰することを主眼として、各種研修会等での具体的な教育実践を幅広く評価し、千葉市教育の発展に寄与できる教職員を選考しました。

続きまして、「5 その他」です。この賞は昭和36年度に設けられたもので、今年度で65回目を迎え、これまでに延べ1,418人の教職員が受賞しています。

4ページには、参考として今年度の受賞者一覧を掲載しています。今回の受賞者は、いずれも現場で研究を推進している人物であり、これを機会に受賞者がこれから5年、10年と、それぞれの研究分野で中心となって活躍することを期待するものです。

この顕彰制度により、千葉市全体の教職員の研修意欲が向上し、千葉市教育のますますの充実、発展に繋がるものと考えています。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

大山委員 ご説明ありがとうございます。まず、受賞された先生方に、お祝い申し上げたいと思います。

毎年このように奨励賞受賞者の発表がありますが、受賞した先生方の研究成果というのは、各学校の先生方が、見たり聞いたりできるのでしょうか。

小石教育指導課長 基本的には、ここで受賞した先生方は、今後、主任会等の講義で発表するなど、マイスター教員といって、様々な学校の研修会などに出前授業のような形で呼ばれます。この分野、例えば社会科、数学ですとか、特別支援教育などで、講師役として、要望に応える形で発表の成果を伝えたり、その学校の研究に対しての助言をしたりしていく形になります。

大山委員 ありがとうございます。

鶴岡教育長 教育センター所長、レポートについて、補足をお願いします。

渡辺教育センター所長 受賞者がこれまでの研究の成果を1つの成果物として冊子にまとめていまして、教育センターの講堂の入口に、通年配架しています。教職員が研修に来たときに、いつでも手に取れるようになっていきますので、そこでめぐりながら勉強しています。

大山委員 ありがとうございます。では、教育センターへ行けば。

渡辺教育センター所長 どうぞ、お越しください。

鶴岡教育長 是非見に行ってください。

小西委員 ご説明ありがとうございます。それぞれの研究分野ごとに選ばれていると思うのですが、これは大体何人くらいのうちから1人選ばれるという感じなのでしょうか。

小石教育指導課長 今回、23人の受賞者なのですが、各教科・領域等の中で、まず各分野5人から6人ぐらいの推薦の人数がありますので、百数十人の中から成果物等を検収しながら選考している次第です。

小西委員 ありがとうございます。

鶴岡教育長 学校教育部長、市教研説明をお願いします。

川名学校教育部長 推薦にあたっては、教育委員会の指導主事の推薦と、千葉市教育研究会の理事とタイアップしており、そちらからも推薦がありますので、現場の声も入れながら、よりその年に表彰できる人材をピックアップ、選考している次第です。

小西委員 ありがとうございます。

報告事項(3)不登校児童生徒等の保護者交流会の実施について

鶴岡教育長 報告事項(3)「不登校児童生徒等の保護者交流会の実施について」、教育センター所長、説明をお願いします。

渡辺教育センター所長 議案書5ページをご覧ください。「不登校児童生徒等の保護者交流会について」、ご報告します。

本交流会の目的ですが、学校への行き渋りや不登校についての講演会と、同じ不安や悩みを抱える保護者同士が語り合う交流会を行い、保護者の不安を軽減すること、教育センター以外の会場で行うことで、多くの保護者への参加の機会を広げ、保護者支援の充実を図ることを目的として実施しました。

1月24日に、千葉市生涯学習センターの大研修室で実施しました。参加者については、55人の申込みがあり、当日は44人の参加がありました。半数ほどの方が、これまで教育センターの相談事業を利用されたことはありませんでした。

交流会は2部構成で行いました。第1部は講演会で、親業訓練協会シニアインストラクターの村林先生をお招きし、「『学校に行きたくない』と言われたら 心をつなぐ、不登校との向き合い方」という演題でご講演いただきました。

第2部は、保護者同士の交流会です。3人から5人の小グループに分かれ、自己紹介、お子さんの様子などについて、自由に話し合っていました。

参加者の感想を幾つか紹介します。「子どもとの関わり方を改めて考えさせられた」、「実体験を交えた講演内容だったので、話がずっと入ってきた」、「交流会でたくさんの情報を聞くことができた」、「同じ悩みの方々だから安心して話ができたとし、話を聞くこともできた」、「1人じゃないと思った」、「こうした交流会があることなどの情報を知らなかったので、今後も参加したい」など、たくさんのご意見、ご感想をいただきました。

成果としましては、まず、土曜日開催、外部会場、広く周知という新たな取り組みにより、これまで教育センターに繋がっていなかった保護者の方にもご参加いただけたことが挙げられます。また、講演会によって、子どもとの向き合い方のポイントを知ることができ、保護者の方の困り感の軽減に繋がったと考えております。交流会でも、同じ立場だからこそ伝えられる言葉や、互いの体験を通してこれまで分かったことを共有する様子が見られ、参加者の安心感に繋がる時間となりました。

最後に、今後の課題ですが、教育センターで行う交流会に加えて、今回のような外部会場での開催も組み合わせながら、より多くの保護者の皆様にご参加していただけるよう、時期や目的をより良く考えながら実施していきたいと考えております。不登校に悩む保護者の皆様への支援を一層充実させて参りたいと思います。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

磯 邊 委 員 ご説明ありがとうございました。

広く周知ということなのですが、今回どのような周知をしたのか、教えてください。

渡辺教育センター所長 毎月1回行っているこれまでの交流会については、教育センターの相談事業に関わる保護者に対して、案内を置いておいたり、また、お勧めしたりして、ご参加をしていただきましたが、今回は各小中学校から全ご家庭へ、すぐー等を通じて案内を行いました。

磯 邊 委 員 ありがとうございます。子どもと親のサポートセンターでも、サポート広場というようなものを行っていて、広くパンフレットなどもつくっていたので、本当に多くの保護者の方の目に留まるのは大事だなと思います。

もう1点ですが、教育センターで開催している交流会は、月1回で何曜日ですか。

渡辺教育センター所長 基本は、木曜日です。月に1回講堂や研修室等を使って実施しております。今年度12月までの8回の交流会では97人、延べ100人近くの方が参加いただきました。

磯 邊 委 員 ありがとうございます。今回、土曜日開催というのはとても大切で、お父様がお仕事をお持ちの方に来てもらえる可能性が広がっていくと思うと、色々なニーズに対して、様々な支えの場があるような工夫は、今後も模索していただきたいなと思っています。職員の皆様は土曜日出勤だと思うのですが、それを超えてもやはり非常に大きな効果があると思いますので、引き続き続けていただきたいと思います。

小 西 委 員 ご説明ありがとうございます。大変素晴らしい企画だと思いますので、今後も、支援する人を支援するという視点で、引き続きお願いしたいと思います。

1点意見なのですが、保護者の方の中には、子どもが不登校になったことによって、大きなストレス等を抱えて、大勢のいる場に行けるだけの力がなかなか出ないという方も、たくさんいらっしゃるかと思いますので、講師のご意向にもよるかなとは思いますが、今後オンラインで自宅から参加できるような方法も取り入れていただけるとありがたいなと思いました。よろしくお願いします。

渡辺教育センター所長 ご意見ありがとうございます。実際、今回55人の申込みがあったのですが、当日のご家庭の事情で10人程度来られなかったもので、おそらく家から出られないとか、何かご事情があったかと思います。見たかったという気持ちがそこにとっても感じられたので、是非そのような方向を今後検討して参りたいと思います。

鶴岡教育長 先程、曜日の話があったのですが、様々な検証をしてみて、逆に土日仕事の方もいらっしゃるから、色々な曜日であったり、時間であったり、改革の一步を踏み込んだことはとてもいいことなのだけれども、色々な課題がまだまだあると思います。そういう課題をしっかりと吸い上げて、今後さらにどのようにすればより良くなるのか、保護者の皆様の本音であったり、気持ちの持ちようの改善に繋がることであったり、何か支援の1つとなるように、また色々考えて進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。これは意見です。

議案第 2 号 地域・学校の連携・協働体制（コミュニティ・スクール導入等）
について

鶴岡教育長 議決事項に係る審議に移ります。

議案第 2 号「地域・学校の連携・協働体制（コミュニティ・スクール導入等）について」、学事課長、説明をお願いします。

小林学事課長 議案第 2 号「地域・学校の連携・協働体制（コミュニティ・スクール導入等）について」、ご説明します。

本議案は、地域・学校の連携・協働体制（コミュニティ・スクール導入等）について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 号に基づき議決を求めるものです。

議案書は 8 ページになります。

参考資料を使って説明しますので、参考資料 1 ページをお開きください。

はじめに「1 導入の趣旨」ですが、本市におけるコミュニティ・スクール（以下「CS」という。）の導入率は、令和 6 年度は 3 校で 1.8%、令和 7 年度は 7 校で 4.2%と低い状況にあり、その令和 7 年度の 7 校もモデル実施校であり、正式導入には至っていません。

一方で、本市では、2 ページの概念図の右側にありますように、全校に学校評議員制度を設置しているほか、図の左側のように、95 校には学校支援地域本部が設置されています。地域と学校が連携するための基盤は、既に整っている状況です。これらの取り組みは各学校の実情に応じて独自に発展し、地域支援を活用した学習活動や地域行事への参画など、学校を核とした地域づくりが着実に進められています。

しかしながら、学校を取り巻く課題は複雑化・困難化しており、学校だけで対応することが難しい事案も増加しています。こうした状況に対し、本市では既存の学校評議員制度及び学校支援地域本部の機能を最大限に生かしながら、必要な機能を追加し、順次、概念図の右側のその学校評議員制度の文字の少し左側にありますように、学校運営協議会、さらには概念図の左側、学校支援地域本部の右側にあるのが地域学校協働本部といった形に円滑に移行させ、CS と地域学校協働本部を一体的に推進して参りたいと考えています。これにより、学校と地域の連携・協働をより一層深化させ、子どもたちの学びと成長を地域全体で支える体制を構築するものです。

以上の趣旨により、本市は地域・学校の連携・協働体制を再整備し、CS及び地域学校協働本部の全校導入を図るものです。

それでは、議案書の8ページにお戻りください。

「1 導入計画の概要」についてですが、CS及び地域学校協働本部の導入を段階的に推進します。令和9年度に35校を正式導入、令和10年度に正式導入率40%を超え、令和14年度には全校への導入を完了とします。本計画に基づき、地域と共にある学校づくりを着実に推進し、子どもたちの多様な学びと健全な育成を支える持続可能な体制を構築します。

計画の詳細についてですが、参考資料の3ページの表にありますように、地域・学校の連携・協働体制についての導入計画(案)ということでお示ししております。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

では、私から、コミュニティ・スクール導入にあたって、数年前、各自治体でコミュニティ・スクールの委員になった方々が学校へ人事に関する意見を言うことが可能となるという点で、学校現場からは、大丈夫かという声があったように思います。モデル校実施をして、そういった懸念があった状況で、何か課題になるようなことがあったとか、何か問題解決しなくてはいけないことが発生したとか、そういったことがあったか教えてもらえますか。

小林学事課長 モデル校は7校ありますが、人事に関する情報については、事前に個別の名前を出しての要望等はできませんということを伝えております。例えば、誰々先生をこの学校から異動させて欲しいといった個別の要望はできないこととなっています。

例えばこの小学校は今後、英語学習に力を入れていきたいので、英語の免許を持った先生を入れて欲しいですとか、中学校であれば、今後部活動でこういった部活動に力を入れていきたいとか、顧問の先生がいないので、できればこの部活動の指導できる先生が欲しいとか、そういった形での要望になっております。

現在のところ、要望の中で極端な例というのは出ていない状況ですので、このままの形で続いていくことについては、特に大きな問題はないと考えています。

鶴岡教育長 再度確認ですが、今お話しした内容は、文科省が言っている内容でよろしかったでしょうか。

小林学事課長 文科省も、当初はそこまで言うてはいなかったのですが、近年はそういった問題も起き得るということで、各市町村への説明で

も、個別の人事要望ではないと説明を受けております。

大 山 委 員 令和8年度導入予定の学校については、いつ頃から学校説明や地域説明をする予定か、教えてください。

小林学事課長 この計画について、議決をしていただきましたら、2月13日から各学校への説明をする予定であります。

大 山 委 員 学校には2月13日で、学校に落とした後なのですが、地域の方を集めて、例えば学校評議員の方や地域支援本部の方たちに、ご説明する必要がある訳ですよ。その時には、その当該学校の方、校長や教頭のみで行うのですか。それとも、教育委員会から一緒に行って、説明をされるのでしょうか。その辺がやはりポイントになると思うので、教えてください。

小林学事課長 ありがとうございます。説明については、各学校にまず教育委員会から、管理職向けに説明を行いまして、管理職にこの説明について学校評議員の方々に、各学校での説明をお願いする形を取っています。これまでは、学校数が少なかったということもあって、最初の頃は1校、2校ずつの導入でしたので、我々が直接行って説明ということもあったのですが、30数校となってきますと、非常に難しい状況がありますので、その分は各学校の校長に細かい資料も提示しながら、この資料を使って説明してくださいというような形で、各地域への説明の仕方についても研修の中で説明を行っていく予定です。

大 山 委 員 おそらく丁寧に説明していただくとか、こことここが違うということ、この表だけで皆さんが分かるかどうかというのは、とても気になる場所なので、管理職向けのご説明をする時に、学事課さんの方から、丁寧な説明をお願いいたします。

小林学事課長 肝に銘じます。

鶴岡教育長 同一の資料を作成するということは、できないのでしょうか。

小林学事課長 学校運営協議会制度とはという説明資料を作成しているところです。各学校に提供して、各学校でその資料を使って説明してもらおうという流れです。

鶴岡教育長 読み原稿もあるのですか。

小林学事課長 必要なものは作成するようにいたします。

鶴岡教育長 教育委員会同士なのですが、この話はしていなかったの。今話を聞いて、小学校6年生の農山村を修学旅行にするとときに、同じように各学校で管理職によって、または担当によって、説明の仕方が変わってはいけないと、パワーポイントを作成したのは

同じなのですが、パワーポイントだけではなくて、録音して言葉も入れて、これを見せてくださいという資料をつくったことがあります。ですので、読み原稿をつけるとか、声を入れるなどをすると、大山委員のご心配されているところが統一化されるのかなと考えますので、ご検討ください。

小林学事課長 準備したいと思います。

杉山委員 資料ができましたら、勉強のためにご提供ください。よろしくお願いします。

鶴岡教育長 では、教育委員の皆さんに。

小林学事課長 はい、分かりました。

鶴岡教育長 では、他にご質問もないようですので、議案第2号「地域・学校の連携・協働体制（コミュニティ・スクール導入等）について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第3号 令和9年度千葉市立特別支援学校高等部及び高等特別支援学校 入学者選考の日程について

鶴岡教育長 議案第3号「令和9年度千葉市立特別支援学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考の日程について」、教育支援課長、説明をお願いします。

高橋教育支援課長 議案書の12ページをご覧ください。

議案第3号「令和9年度千葉市立特別支援学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考の日程について」、説明します。

次年度も今年度に引き続き、市立特別支援学校高等部及び高等特別支援学校の入学者選考については、県と同一歩調で進めたいと考えております。

特別支援学校高等部普通科の入学者選考日は、令和9年2月16日火曜日、2月17日水曜日のうち、校長が定める日としております。また、高等特別支援学校の入学者選考日は令和9年1月12日火曜日、1月13日水曜日としております。追選考日は、1月19日火曜日です。この日程に合わせ、願書等の提出期間、入学許可候補者の発表及び通知の日程も定めております。

入学者選考要項については、教育委員会会議第7回定例会に改めてご提案し、ご審議いただきたいと考えております。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

杉 山 委 員 以前、質問をしたのですが、定員割れした時や、少し倍率が高くなった時の、事前の調査がとても難しいというのは理解したのですが、今年度、どのくらいの子どもたちが卒業するなど、何か情報は収集しているのでしょうか。

高橋教育支援課長 現段階で、特別支援学級や、学校に所属しているお子さんの進路希望先については、調査をしております、おおよそどれくらい希望するかの推計は、取ることはできているのですが、実際、申し込むかどうかは、また差が出てくるところがあります。

杉 山 委 員 ありがとうございます。

鶴岡教育長 概ねということです。
学校名が変わっていることにお気づきでしょうか。

杉 山 委 員 すぐに分かりました。

磯 邊 委 員 今、インフルエンザがとても流行っていて、学級閉鎖等もあるのですが、このような法定伝染病にかかった子どもたちへの追試の機会などはあるのでしょうか。

高橋教育支援課長 先程の追選考日というのが、そのような条件のお子さんで、病気もしくは事故等で、どうしても受験できなかったお子さんについては、その日に変更して、スライドして受験することができます。

今年度については、受験者全員が、当日に受験できまして、問題無く終わりました。

磯 邊 委 員 分かりました。

鶴岡教育長 他にご質問等もないようなので、議案第3号「令和9年度千葉市立特別支援学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考の日程について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようですので原案どおり可決とします。

以上で、公開案件に係る審議が終了しました。

委員の皆さん、ここまででその他として、何かご意見、ご質問等ありますか。

鶴岡教育長 議案第4号に係る審議に移りますが、以降の審議については、非公開となりますので、傍聴人の方は退出をお願いします。

（傍聴人退出）

議案第 4 号 令和 7 年度補正予算について（2 月補正）

鶴岡教育長 審議を再開します。

議案第 4 号「令和 7 年度補正予算について（2 月補正）」、少し企画課長、教育給与課長、学校施設課長、保健体育課学校給食担当課長及び生涯学習振興課放課後こども対策担当課長の順に、一括してご説明をお願いします。

望月企画課長 議案書（2）の 1 ページをご覧ください。

まず、「1 補正理由」ですが、千葉市教育未来夢基金への寄附金を基金に積み立てるものです。

「2 補正予算額」ですが、4, 800 万円、財源は全て寄附金です。

「3 の補正内容」ですが、4 月から 12 月分までの寄附金及び 1 月から 3 月までの寄附の見込みを合わせた額としております。また、参考には令和 7 年度の主な充当予定事業を記載していますので、ご覧ください。

吉野教育給与課長 議案書（2）の 3 ページをお願いします。

令和 7 年度 2 月補正予算案、給与費の増額について、ご説明します。

まず、「1 補正理由」ですが、令和 7 年度千葉市人事委員会勧告に基づく職員の給料、期末手当、勤勉手当の引上げ、教員の処遇改善並びに年度末で退職を希望する者に支払う退職手当の支給見込み額の増加などに伴いまして、令和 7 年度予算の給与費を増額補正するものです。

「2 補正予算額」ですが、4 億 6, 300 万円、財源は全て一般財源です。補正前後の金額については、表に記載のとおりです。

大久保学校施設課長 議案書（2）の 4 ページをお願いします。

学校施設の環境整備等について、ご説明します。

まず、「1 学校施設の環境整備」の（1）国庫補助金の交付決定への対応及び継続費の設定・変更について、ア 補正理由ですが、国庫補助金の交付決定に伴い、学校施設の環境整備に係る経費を計上するとともに、事業完了予定が次年度となる単年度事業については繰越明許費を設定し、事業期間が複数年度に及ぶ事業については継続費を設定するものです。また、既に実施している継続事業については、前倒しで進めるため、年割額を変更します。

イ 補正予算額は62億4,420万円で、ウ 補正内容は記載のとおりです。

5 ページは、継続事業の継続費設定及び継続費変更を記載しております。継続費変更は年割額を変更するもので、事業費の合計は変更ありません。なお、小学校体育館の冷暖房設備については、区ごとのバランスや児童数、防災の観点などを踏まえ、総合的に判断して進めることとしています。

次に、6 ページをお願いします。

「2 エレベータ設置」の(1) 国庫補助金の交付決定への対応及び継続費の設定・変更について、ア 補正理由ですが、国庫補助金の交付決定に伴い、エレベータ設置に係る経費を計上するとともに、事業期間が複数年度に及ぶため継続費を設定するものです。また、既に実施している継続事業について、前倒しで進めるため年割額を変更します。

イ 補正予算額は7億6,600万円で、ウ 補正内容及び継続費設定、継続費変更は記載のとおりです。なお、継続費変更については年割額を変更するもので、事業費の合計は変更ありません。

次に、7 ページをお願いします。

「3 新設校建設」の(1) 国庫補助金の交付決定への対応及び継続費の変更について、ア 補正理由ですが、国庫補助金の交付決定に伴い、新設校建設に係る経費を計上するとともに、事業を前倒しで進めるため、年割額を変更します。

イ 補正予算額は9,000万円で、ウ 補正内容及び年割額の変更は記載のとおりです。なお、継続費変更は年割額を変更するもので、事業費の合計は変更ありません。

次に、8 ページをお願いします。

「4 中等教育学校整備」の(1) 国庫補助金の交付決定への対応及び継続費の設定について、ア 補正理由ですが、国庫補助金の交付決定に伴い、中等教育学校整備に係る経費を計上するとともに、事業期間が複数年度に及ぶため、継続費を設定するものです。

イ 補正予算額は3,200万円で、ウ 補正内容は記載のとおりです。

9 ページをお願いします。

次に、「5 校庭整備」の(1) 国庫補助金の交付決定への対応について、ア 補正理由ですが、国庫補助金の交付決定に伴い、

校庭整備に係る経費を計上するとともに、事業完了予定が次年度となることから、繰越明許費を設定するものです。

イ 補正予算額は4億469万円で、ウ 補正内容は記載のとおりです。

次に、「6 照明設備改修」の(1)国庫補助金の交付決定への対応について、ア 補正理由ですが、国庫補助金の交付決定に伴い、照明設備改修に係る経費を計上するとともに、事業完了年度が次年度になることから、繰越明許費を設定するものです。

イ 補正予算額は5,100万円で、ウ 補正内容は記載のとおりです。

加々美保健体育課学校給食担当課長 議案書(2)の10ページ、学校給食費支援についてご説明します。

議案の説明をするにあたり、その前提として事業のご説明をします。

参考資料(2)の1ページをお願いします。

「1 給食費の状況」ですが、物価高騰が続く中で、現在頂いている保護者負担額では給食をつくるのが難しいということで、1食当たりの単価の値上げを、検討しておりました。

「2 改定額と保護者負担額(案)」ですが、29.7%増額で改定をしたいと考えております。改定後の1食当たりの単価等は、表に記載のとおりです。

次に、令和8年度における保護者負担額の考え方なのですが、小学校、第二養護学校については、適切な給食費の改定を行った上で、そのうち大部分については、8年度から開始される学校給食費の抜本的な負担軽減、こちら、国の制度で新しく創設されております給食費の負担軽減交付金を充当して、ただ、これだけですとまだ不足する分がありまして、不足分について、重点支援地方交付金、国からの物価高騰対策の交付金がありまして、こちらを充当することで、8年度については、保護者負担は求めない、0円という形で進めたいと考えています。

中学校については、改定を行ったうえで、保護者負担額は今年度と同額、据え置きとしまして、値上げした分を、同じ国の重点支援地方交付金を充当することで対応したいと考えております。

改定時期については、8年4月です。

これらを踏まえまして、議案書(2)10ページをお願いします。

2月補正において、学校給食費支援ということで、債務負担行

為を新たに設定するものです。

「1 補正理由」ですが、物価高騰が継続する中、小中学校等の保護者負担軽減について、令和8年度における支援を円滑に実施するとともに、早期に保護者等への周知等を準備、着手するために、令和7年度補正予算において債務負担行為を設定するものです。

「2 補正内容」ですが、事業名は学校給食費支援、債務負担行為の設定額は8億9,466万円となります。財源は全額物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金で考えております。対象期間は8年4月から9年3月までの1年間としております。

参考としまして、参考資料(2)でも記載しました1食単価、小学校、中学校、第二養護学校ということで、区分ごとの改定後の1食単価です。こちらから、小学校、第二養護学校については、給食費負担軽減交付金、国の無償化として交付されるお金を、まず充てて、残る不足の区分と中学校の改定により値上げになる分、こちらを埋める金額の合計というのがこの設定の8億9,466万円となります。最後に保護者負担、残る金額を記載しております。

高桑生涯学習振興課放課後対策担当課長

議案書(2)の11ページをご覧ください。

令和7年度補正予算、地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業について、ご説明します。

本件はアフタースクールが対象となっておりますが、主に児童福祉施設を対象とするものですので、3月議会ではこども未来局が全庁分をまとめて議案提出します。議案書はその前提で作成したものですので、アフタースクールに関しては※印で記載した箇所を補足させていただくことをご了承ください。

まず、「1 補正理由」ですが、物価上昇という厳しい環境下においても、地域子ども・子育て支援事業を安定的に継続できるようにするため、物品の購入等に係る所要の経費を国が令和7年度補正予算に計上したことから、補正予算として計上するものです。

「2 補正予算の内容」ですが、(1)対象事業所については、アフタースクールと子どもルームに該当する放課後児童クラブ、保育所における時間外保育や一時預かり事業などの事業を行う事業所が対象となっています。

(2)補助内容については、物品の購入等が補助対象となって

おり、アフタースクールにおいては、文房具等の事務用品、トイレットペーパー等の衛生用品、書籍、玩具などを想定しております。

(3) 補助率ですが、事業者負担がない10分の10の補助率となり、その内訳は、国・県・市でそれぞれ3分の1ずつとなります。

(4) 補助基準額ですが、アフタースクールなどはアの放課後健全育成事業所に該当し、1支援単位の単位当たり年額5万円となっております。ここで言う支援の単位というのは、各施設における利用予定の児童数に応じた単位で、40人につき1単位となります。

「3 補正予算額」ですが、歳出額は2,260万円で、財源は記載のとおりです。アフタースクールについては、今年度の130支援単位分として、歳出は650万円を計上しております。

最後に、「4 今後の予定」ですが、令和8年3月から事業の周知、申請書の交付、申請書の収受及び決定を順次行い、令和7年度中に事業完了を見込んでおります。また、国の補助要件として、市内事業者が購入した物品の納入が3月中に行われ、その納入に要する費用の支払いが4月以降になった場合でも補助対象となることを確認しております。

鶴岡教育長 議案書(2)の2ページから11ページ、そして、参考資料(2)、大変盛りだくさんですが、一括してご意見、ご質問等ありますか。

大山委員 議案書(2)の9ページの照明設備改修について、教えてください。

照明は、校舎内、体育館、外など、どこに当たるものなのか、教えてください。

大久保学校施設課長 瑞穂小学校で行われます照明設備改修ですが、校舎と体育館の照明を全て交換する予定です。既存の照明器具の撤去と、LED照明器具の設置を予定しております。

大山委員 ありがとうございます。そうすると、学校単位でグラウンドや外壁などをやっているのと同じように、照明もそのように行っていくのですか。

大久保学校施設課長 学校の照明のLED化については、計画的に進めていきたいところですが、この瑞穂小学校については、特に故障が多く、先行して実施する必要がある、来年度急遽実施することになりましたが、それ以降の学校については、仕様などを検討し、決めてい

きたいと考えております。

大 山 委 員 瑞穂小学校だけ出ていたのがとても気になりました。ありがとうございました。

小 西 委 員 ご説明ありがとうございます。

議案書（２）の４ページのエアコン設備について、お聞きしたいのですが、既にもう冷暖房設備が設置されている学校があるかと思うのですが、運用基準というのは既につくられているのかというところと、もしつくられているのであれば、どういった内容かというところを教えてください。

大久保学校施設課長 まず、先行して普通教室に設置していますので、普通教室等については、令和元年度に運用指針を作成しております。その中で、授業時間内を基本とすることとか、設定温度などの基準を設けております。また、体感温度には個人差があるので、児童生徒の個々の体調等に配慮して、設備の運用などを行うことなどについても、その中でうたっております。

学校体育館の運用指針はまだできていないのですが、教室の運用方針の中に追加するような形で検討しております、現在作成中となります。

小 西 委 員 ありがとうございます。気になりましたのが、学校体育館ですと、授業だけではなく、学校終了後に、部活動ですとか、それ以外にも、保護者や団体が管理して、様々な活動を行っている学校もあるかと思うのですが、保護者や団体の自己判断でスイッチを入れていいのかなど、そのあたりも悩まれる保護者や団体もいらっしゃるかと思います。学校ごとの実態に合わせて、保護者や団体にも運用方針を理解してもらいやすいよう、具体的、客観的な基準を決めておいていただけると助かりますので、よろしくをお願いします。

大久保学校施設課長 通常の授業の利用のほかに、例えば地域のスポーツ団体の活動もあるので、そこに関してはスポーツ振興課と一緒に、運用方針については統一の内容で周知することで考えております。

小 西 委 員 よろしくをお願いします。

鶴岡教育長 有料化も含めて。

小 西 委 員 そうですね。

磯 邊 委 員 多くの改修であるとか、学校環境の整備を進めていただいて、ありがとうございます。

エレベータ設置について教えてください。前にお尋ねしたので

すが、小中学校何校中何校エレベータが設置されていて、現在何校が工事予定で、もし可能なら、何校は設置の予定は無いという、そのあたり学校によってエレベータの有無に差があると、教育の公平性というところでどうなのかなと思ったので、お尋ねします。

大久保学校施設課長 令和7年度当初、去年4月の状況で、市立学校166校中、設置校数は103校で、未設置は63校でした。設置率は62%という状況でした。

令和8年度当初の予定ですが、市立学校167校中、設置校数は109校で、未設置校については58校で、設置率は65%となる見込みです。

さらに令和9年度当初の予定ですが、市立学校166校中、設置校数は115校、未設置が51校で、設置率は69%となる見込みです。

磯 邊 委 員 7割ということ。例えば心因性の発作で倒れちゃう学生が時々いるのですね。車椅子が全く予見できなくて、ある日突然立てないという子どもがいた場合、そういう学校はどのように対応しているのでしょうか。

大久保学校施設課長 基本的には入学に間に合うように設置することとしていますが、転入者ですとか、あるいは症状が悪化して急に必要になる方がいる場合はエレベータ設置が間に合わないので、介助の手配をしましたり、あるいは学校によってはクラスを1階に移したり、階段昇降車を導入したりと、そういった対応を取っているところですよ。

磯 邊 委 員 分かりました。とにかく児童生徒が不利益にならないようにしていただきたいです。介助者の場合も、何か運んでいる途中で転倒して、補償が問われるなど、そういうことも聞くので、なるべくだったら設置した方がいいかなと思います。先生方も腰を傷痛めていて、エレベータを使っている先生を時々見るので、あるといいかなと思います。

また、給食費のことをお尋ねします。

給食費負担軽減交付金を充当しても、なお小学校は不足になるということで、一体この国の給食費負担軽減交付金というのは1食幾らを想定しているのかということと、それから、中学校は負担が発生するのですが、報道などで、給食費は公費負担になって、無料になるというような言説も飛び交っている中で、年額これだけ負担するのだとなると、保護者等への説明があるのかを教えて

ください。

加々美保健体育課学校給食担当課長

まず、国からきている小学校の抜本的負担軽減の交付金、給食費負担軽減交付金ですが、こちらが国の交付の基準額が小学校で月5, 200円、特別支援学校で月6, 200円ということで届いております。1食あたりに割り返すと、参考資料に書いてありますが、小学生で1食あたり301円、特別支援学校で1食あたり359円と計算しております。

本市ですと、小学校上学年だと1食374円かけて給食をつくりたいので、不足額を来年度は物価高騰の交付金で埋めるということで考えております。

今回、給食費無償化というのが報道等でも出ておりまして、そのワードが先行している部分がありますが、国が小学校は無償化で、中学校はできるだけ早くということで、時期もまだ明言されていない状況です。当面、中学校の方は保護者負担が残るというかたちで、この後、給食費の改定等の説明を、まず校長会等も通しながら、すぐやる等も活用しまして、保護者の皆様にもご理解いただけるように丁寧に説明をしていきたいと考えております。

磯 邊 委 員

よろしくお願いします。千葉市の給食は美味しいので、是非維持していただきたいと思います。

鶴岡 教育長

私からも関連して確認で、この交付金は未来永劫同じ額が来るわけではないという踏まえで、まず8年度はこうするという提案という認識でよろしいですか。

加々美保健体育課学校給食担当課長

はい、そのとおりです。

鶴岡 教育長

令和9年度以降はまだ分かりませんということですね。

杉 山 委 員

エレベータの設置の考え方を、もう少し広い範囲の議論で設置という方向にもっていけないのかなという質問です。

というのが、私は、3人子どもが居ますが、当時は子どもたちの教室には1年生の時しか行ったことがないのです。なぜかというエレベータが無かったからでした。現在、千葉市民の中のお父さんやお母さんは、車椅子や杖等を使用している方は結構いらっしゃいます。1年生の時は1階の教室が多かったので、教室に行けます。運動会もグラウンドなので行けます。2年生～高学年になりますと、授業参観、文化祭では、それぞれの教室で行うことが多く、いつも妻が行く状況になります。ということを見ると、高齢者、おじいちゃん、おばあちゃんなども含め、幅広い形でエレベータ設置のテーマを考えていただけると、とてもありが

たいです。

それに加えて教えて頂きたいのですが、繰越明許費というのがおそらく今行っている工事を、要は今年度行っているものが次の年度に繰り越している、継続したお金だと思うのですが、こういうところに入れていくというのは、財源的に難しいのでしょうか。

大久保学校施設課長 エレベータの設置については、現に在籍している学校や入学予定がある学校へ設置する計画となっていて、そうした基準を踏まえて選定しているところですが、そういった広い視点で今後は考えていく必要があると思っております。

また、継続費の設定については、過去にエレベータに関しては、入札不調が非常に多かったということがありまして、単年度で終わらないことがありました。国の補助金の交付が決定した後に終わらないということになると、補助金をもらえなくなるので、事業の仕切り直しという形でどんどん遅れていく形になっておりましたので、継続費を設定することによって、入札不調で年度を跨ぐ工事になっても、工事ができるように、継続費の設定をしているところです。

杉山委員 広い範囲でエレベータのことは考えていただけたらなと。ありがとうございました。

杉山委員 繰越明許費の39億とありますが、民間ではあまり使わない言葉なので教えてください。

西教育総務部長 令和8年度に本来実施すべき工事の予算について、令和7年度に国の補助金の交付決定が下りた関係で、令和7年度に補正予算を組まないと補助金がもらえないため、補正予算を組んでいます。ただ、令和7年度に工事をするわけではないので、令和7年度に補正予算を組むのですが、全く執行せずに、令和8年度にそのままシフトする、それが繰越明許費ということになりますので、この金額がまるまる工事費になります。

杉山委員 なるほど。

西教育総務部長 工事予算については来年度以降、執行していきます。年度がまたがる、数年間にまたがる工事については継続費ということで、数年間かけて工事を実施していくと。

杉山委員 では、来年度なるべく使うというお金。

西教育総務部長 そうですね。順次入札をかけて、執行していくという形で。

杉山委員 分かりました。非常に分かりやすいです。ありがとうございました。

鶴岡教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ご質問もないようですので、議決に移ります。

議案第4号「令和7年度補正予算について（2月補正）」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第5号 令和8年度当初予算について

鶴岡教育長 次に、議案第5号「令和8年度当初予算について」、総務課長、説明をお願いします。

山田総務課長 議案第5号「令和8年度当初予算について」、市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき議決を求めるものです。

議案書（2）の14ページをお願いします。

まず初めに、令和8年度当初予算案（教育委員会所管分）の概要です。一般会計教育費の当初予算額は785億9,300万円です。

表をご覧ください。

市全体の一般会計の令和8年度の当初予算額は5,417億円で、そのうち教育費は785億9,300万円、構成比は14.5%となっております。

構成比は14.5%となっております。また、前年度と比較しますと11億4,000万円の減、率にして1.4%の減となっております。その主な要因としましては、幕張若葉小学校開校に伴う施設整備費の減などです。

次に、学校給食事業特別会計です。令和8年度当初予算額は111億6,400万円で、前年度と比較しますと14億2,000万円、14.6%の増となっております。要因としましては、学校給食費の改定に伴う賄材料費の増額などです。

15ページをお願いします。

予算案の主要事業について、新規・拡充事業を中心にご説明します。

はじめに、教育総務部です。

まず、専科指導のための非常勤講師の配置、4億7,100万円ですが、小学校高学年における一部教科担任制の実施に向けて、専門性の高い指導を実施するとともに、学級担任が児童と向き合

う時間を確保するため、専科非常勤講師の配置を131人から136人に拡充します。

次に、教頭マネジメント・サポーターの配置、1,200万円ですが、教頭の業務補助や、保護者や外部との連絡調整など、学校のマネジメントに係る業務を専門的に支援する人材の配置を4人から6人に拡充します。

次に、学びの多様化学校等整備、1億3,000万円ですが、学びの多様化学校と教育センターの複合施設を旧高洲第二中学校跡施設に整備するため、基本設計と既存施設の一部解体工事を行います。

次に、体育館冷暖房設備整備、2億4,000万円ですが、教育環境の整備及び防災機能強化のため、体育館の冷暖房設備の整備を行うもので、令和9年度工事分として小学校54校の実施設計を行うとともに、そのうち24校について工事に着手するものです。また、債務負担行為については、残りの小学校の基本設計等を令和8年度から着手できるよう設定するものです。

16ページをお願いします。

学校教育部です。

まず、外国にルーツを持つ児童生徒への支援体制の充実、8,000万円ですが、外国にルーツを持つ児童生徒の増加に対応し、外国人児童生徒指導協力員を16人から18人に増員します。

次に、第2次不登校対策パッケージ、5億7,600万円ですが、1のステップルームティーチャー活用では、様々な要因で教室に入ることができず、別室に登校する児童生徒へ継続的な学習支援などを行うため、ステップルームティーチャーを13人から14人に増員します。

3のスクールソーシャルワーカー活用では、問題を抱えた児童生徒の置かれた環境への働きかけと、関係機関とのネットワーク構築のため、スクールソーシャルワーカーを13人から14人に増員します。

4のフリースクール等民間施設利用料助成では、フリースクールを利用している児童生徒の家庭の経済的負担を軽減し、不登校児童生徒の居場所確保を図るために、新たに施設利用料を助成します。

5のライトポート機能強化では、不登校児童生徒への支援の充実のため、ライトポートの教室数を拡充し、指導員を36人から

37人に増員します。

17ページをお願いします。

上から4つ目、学校給食運営、111億6,300万円ですが、成長期にある児童生徒に安全安心でおいしくバランスの取れた栄養豊かな学校給食を提供します。必要な金額まで学校給食費を引き上げた上で、小学校などについては令和8年度は国の負担軽減措置などにより保護者負担を求めないこととします。また、中学校などについては引き続き公費で補填し、保護者負担を据え置きます。

18ページをお願いします。

生涯学習部です。

まず、社会教育施設の老朽化対策、3億1,500万円ですが、社会教育施設保全計画に基づき、公民館の老朽化対策などを実施するため、1の建て替えでは新たに土気公民館、土気市民センター及び土気いきいきセンターの複合化に向けて、基本設計、実施設計に着手します。

次に、放課後子ども対策、21億9,700万円ですが、小学生に対し、放課後を安全安心に過ごせる居場所と多様な体験や活動の機会を提供するため、1のアフタースクールでは実施校を54校から64校に拡大するとともに、令和9年度実施校10校拡大に向けた開設準備を行います。

3の放課後子ども教室活動支援では、アフタースクール導入に一定期間を要する学校の放課後子ども教室に対する活動支援を20校から22校に拡充します。

4の放課後子ども教室運営の民間委託では、アフタースクール導入が当面困難な学校において、放課後子ども教室運営の民間委託を3校から4校に拡充します。

19ページをお願いします。

最後に、加曽利貝塚博物館の機能強化、6億7,400万円ですが、1の新博物館の整備では、特別史跡加曽利貝塚の魅力や重要性を多くの方に知っていただく為に、新博物館の基本・実施設計やそのモニタリング、周遊路・歩道橋など周辺環境の整備を行い、令和12年度の開館に向けた整備を進めます。

鶴岡教育長 一括して審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

磯 邊 委 員 丁寧なご説明ありがとうございました。

一般会計全体が減っていく中で、市の税収というか、全体の会

計の金額が減っていく中で、教育費の割合は14.5%と今年度と同等の割合を維持してもらえたということは、これは大変意義があることだなと思います。頂いている税金で丁寧な教育をやっていく必要があるかと思います。

1点お尋ねしたいのですが、ステップルームティーチャーのことです。1人増えたのはとても、1人も増えたんだというところと、全校配置は何年後なのだろうと考えると、やはりこの辺でステップルームティーチャーにこだわらずに、校内サポートルームというのか、校内におけるお部屋に人を配置するという別な手段を考えても良いのかなと。ハイブリッドですね。ステップルームティーチャーも置くけれども、支援員のような形で、教員以外の誰かがいるということをお考えになっているのかどうか、教えていただきたいと思います。

川島教育職員課長 基本的にはステップルームティーチャーを前進させていくことに変わりはないのですが、例えば、国からの加配の活用の仕方の1つとして学校運営充実の加配を活用しながら、ステップルームティーチャーを支援していくような形で動くこともあります。あるいは、中学校で言いますと副担任がいますので、磯邊委員が推進すべきとおっしゃっているチーム担任制につながるものかもしれませんが、学級を複数の担任で回していく中で、時間割を調整しながら、ステップルームの割当てを決めていくこともあります。こういった工夫をしながら、徐々に進めていきたいと考えています。

鶴岡教育長 ここには見えないのですが、14人分の予算はもらうけれども、次年度、何校にステップルームティーチャーを配置できそうですか。

高橋教育支援課長 磯邊委員から、以前から全校配置をなるべく早くというお話もありましたので、まだ決定はしていないのですが、例えば1人の教員を、1週間のうち、2日配置と3日配置の学校で組み合わせて配置するなど、要は1人で2校を見るような形での配置を検討していくということで、今行っております。

川島教育職員課長 中学校の場合は常勤職員の配置を教育職員課で担当しております。今まで4校だったものを増やすことと併せまして、先程申し上げた学校運営充実の加配で、週2日とか週3日の配置ができないかを今検討しているところです。

鶴岡教育長 付け加えますと、これまでは、フルタイム勤務、そして、教員

免許を持っていないといけないという事にこだわったので、なかなか数を増やしていくことが難しかったのですが、磯邊委員もおっしゃるように、できるだけ多くの学校に配置する為にはどうしようかと考えて、1人分の給料を2つに分けるであったり、1人が2校に行ったり、そういうことでも学校現場はよろしいかと問い合わせたところ、学校はフルではなくても、来ていただくことがありがたいという回答がきたので、給料としては14人分の給料という形で出ているのですが、学校数的には20校を超える規模に配置できるのではないかという積算で、まだ決定はしていないのですが、そういうやり方で増やしていこうとしているのが現状であります。

磯 邊 委 員 文科省の統計を見ても、小学校の不登校の伸び率というのが非常に大きいなと考えると、小学校をどう支えていくのかを考えた時に、ステップルームティーチャーも大事なのですが、ステップルームティーチャーのサポーターみたいな制度も考えていただいて、小学校が疲弊しないような工夫もぜひ併せてご検討を。今回は結構ですが、現状に合わせた形でご検討ください。

鶴岡教育長 ご質問等もないようなので、それでは、議決に移ります。

議案第5号「令和8年度当初予算について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第6号 千葉市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について

鶴岡教育長 議案第6号「千葉市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について」、教育給与課長、説明をお願いします。

吉野教育給与課長 参考資料（2）の3ページをご覧ください。

議案第6号「千葉市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について」、ご説明します。

はじめに、「1 改正の趣旨」ですが、教員特殊業務のうち学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務、そのうち週休日等に行うものに係る手当の額を引き上げるため、千葉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正するよう市長に申し出ることにについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定により議決を求めるものです。

次に、「2 改正内容」についてですが、週休日等を実施する

部活動指導業務に係る手当について、部活動の地域展開に伴う処遇と負担とのバランスから、部活動指導員の補助単価などに見合った水準とするため、以下の表のとおり引き上げるものです。

「3 施行期日」ですが、令和8年4月1日です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

ご質問もないようですので、議決に移ります。

議案第6号「千葉市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第7号 千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について

鶴岡教育長 議案第7号「千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について」、教育給与課長、説明をお願いします。

吉野教育給与課長 参考資料（2）の5ページをご覧ください。

議案第7号「千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について」、ご説明します。

本議案ですが、昨年10月の千葉市人事委員会の勧告に基づき、社会情勢及び公務の変化に対応した給与制度の整備、いわゆる給与制度のアップデートなどを行うため、給料及び諸手当の改正を行うとともに、一般職の職員に準じて会計年度任用職員に係る改正を行うほか所要の改正を行うため、関係する条例の一部改正を市長に申し出ることにについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定により議決を求めるものです。

「2 改正内容」についてです。

まず、（1）給料表の改定についてですが、アの教育職については、3級から5級について、初号付近の号給を削除しまして、初号の給料月額を引き上げるものです。イの行政職については、3級から6級の各級について、初号付近の号給を削除しまして、初号の給料月額を引き上げるものです。

また、3級については、他の級との給料月額の重なりが大きいということから、最高号給付近の号給を削除するものです。なお、号給の削除によりまして、令和8年4月1日以降、給料月額が引下げとなる職員については、当分の間、その差額を給料として支給することとします。

また、7、8級については、初号の給料月額を引き上げるとと

もに、隣接する級との給料月額の重なりを解消し、昇格により大きく給与上昇する仕組みにするとともに、号給を大きくくり化するものです。なお、昇給については、勤務成績の優秀者に限り行うこととします。

(2) の地域手当の改定についてですが、地域手当の支給割合を段階的に15%から12%に引き下げるものです。年度ごとの支給割合については、記載のとおりです。

次に、(3) 扶養手当の改定についてです。配偶者及び子の手当額を段階的に見直し、配偶者は廃止、子は引上げとするものです。年度ごとの手当額については、記載のとおりです。

次に、(4) 通勤手当の改定についてです。1か月当たりの手当の支給限度額を5万5,000円から15万円に引き上げるものです。また、採用時から特別急行列車等の利用を必要とする職員についても、手当の支給を可能とします。あわせて、自動車等使用者に対する手当について、支給限度額を6万6,400円に引き上げるとともに、上限距離についても100キロ以上に引き上げるものです。

次に、(5) 単身赴任手当の改定についてですが、採用時から単身赴任が必要となる職員について、手当の支給を可能とするものです。

次に、(6) 管理職員特別勤務手当の改定についてですが、平日深夜における手当の支給対象時間帯を表に記載のとおり拡大するものです。

次に、(7) 特定任期付職員の特別給の改定についてですが、特定任期付職員業績手当を廃止して、新たに勤勉手当を支給するものです。

次に、(8) 再任用職員への手当の支給についてですが、定年前の再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に新たに住居手当を支給するものです。

次に、(9) 会計年度任用職員の取扱いについてですが、一般職の職員に準じて改正をするものです。

最後に、「3 施行期日」ですが、令和8年4月1日となります。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

杉山委員 通勤手当の改定は、背景には、良い人材を確保するという意味も含まれているのでしょうか。

吉野教育給与課長 おっしゃるとおり人材の確保というところで、基本的には国で行われた改正に準じて、本市の改正を予定しているのですが、特に人材難というところで、より広域から優秀な人材を集めたいという意図で、交通用具の距離を延ばしたり、あるいは公共交通機関の通勤手当代、定期代、これについても上限を引き上げるという改定をしているところです。

杉山委員 民間でも、新幹線で通っているところ、結構ありますよね。

吉野教育給与課長 特に国家公務員に関しては、新幹線通勤の方も一定数いるということなのですが、地方、特に千葉市のような基礎自治体においては、比較的近隣の方からというのが多いので、それほど今回の改正で影響を受ける職員はいないと思っています。

杉山委員 ありがとうございます。

鶴岡教育長 議案第7号「千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」という声あり)

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第8号 千葉市職員の旅費等に関する条例等の一部改正について

鶴岡教育長 議案第8号「千葉市職員の旅費等に関する条例等の一部改正について」、教育給与課長、説明をお願いします。

吉野教育給与課長 参考資料(2)の9ページをお願いします。

議案第8号「千葉市職員の旅費等に関する条例の一部改正について」、ご説明します。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、昨今の経済社会情勢の変化に対応するため規定を整備するほか、所要の改正を行うため、関係する条例の一部を改正するよう市長に申し出ることにについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定により議決を求めるものです。

「2 改正内容」についてですが、まず(1)一般職員の主な改正内容をご覧ください。

アの旅費の種類及び内容に係る規定の簡素化ですが、現在、職階に応じて定額支給をしている宿泊費ですとか、軌道とかバスなどに関する運賃、こういったものを実費支給に改めるほか、日当を廃止しまして、宿泊手当を新設するなど、より実態に即した旅費支給がなされるように規定を整理するものです。詳細については、表に記載のとおりです。

イの市費の適正な支出の確保についてですが、既定に違反して旅費を受給した旅行者等に対して、旅費の返還を求めることとするものです。

次に、（２）特別職の職員の改正内容ですが、一般職の職員と同様、国家公務員に準じた制度となるよう見直しを行います。

「３ 施行期日」ですが、令和８年４月１日です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

磯 邊 委 員 これは千葉市全体の職員、先程の議案もそうなのですが、学校の教員だけではなく、千葉市職員全体に適用されるのでしょうか。

吉野教育給与課長 おっしゃるとおり、市職員全体、教員も含めて、行政職も含めて、全体への適用ということになります。

磯 邊 委 員 例えば、私たちがこれを反対したら、教員だけは上がらないことになるのですか。あまり考えにくい、もちろんそのようなことはないのですが。

吉野教育給与課長 今、市長部局でこういった改正をやりたいと意見を求められているので、教育委員会の意見を申し出て、市議会にかけていただくという流れとなります。

磯 邊 委 員 千葉市全体のことをここで議論するのかなと、何か不思議な感じでしたので。必要な改正だと思います。

鶴岡教育長 議案第８号「千葉市職員の旅費等に関する条例等の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決します。

議案第９号 千葉市青少年センター設置管理条例の廃止について

鶴岡教育長 議案第９号「千葉市青少年センター設置管理条例の廃止について」、生涯学習振興課長、説明をお願いします。

志保澤生涯学習振興課長 参考資料（２）の１１ページをご覧ください。

「千葉市青少年センター設置管理条例の廃止について」です。青少年センターを廃止するため、条例を廃止するよう市長に申し出ることにについて、千葉市教育委員会組織規則第８条第６号の規定により議決を求めるものです。

「１ 廃止の趣旨」ですが、千葉市南部青少年センターは昭和４８年１１月に、青少年の健全な育成を図り、教養の向上に資すること等を目的として設置されましたが、施設の老朽化により修

繕及び維持管理に多額の経費負担を要していること、また、公民館などにおいても青少年の健全育成と教養の向上を目的とした事業を行っていることから、令和８年度末で廃止するというものです。

「２ 施設の概要」ですが、記載のとおりです。

「３ 今後のスケジュール」ですが、今回議決をいただきましたら、令和８年度中に南部青少年センターの解体実施設計を行い、令和８年度末の廃止後になりますが、令和９年度になりましたら、すぐに解体工事を行いたいと考えております。なお、併設しております千葉市みやこ図書館白旗分館については、現地で建て替えを予定しております。

施行期日ですが、令和９年４月１日となります。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

磯 邊 委 員 南部と書いてあるので、北部はあるのですかと聞いたら、北部はないのですね。

志保澤生涯学習振興課長 青少年センターは１館だけになっております。

磯 邊 委 員 昔は北部があったのですか。

志保澤生涯学習振興課長 北部はなく、南部児童文化センターというところが同じ蘇我のエリアにあったのですが、平成２７年４月１日で廃止になっております。

鶴岡教育長 ご質問もないようですので、議決に移ります。

議案第９号「千葉市青少年センター設置管理条例の廃止について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決します。

議案第１０号 工事請負契約の締結について（特別史跡加曽利貝塚新博物館（仮称）整備・運営事業建設工事）

鶴岡教育長 議案第１０号「工事請負契約の締結について（特別史跡加曽利貝塚新博物館（仮称）整備・運営事業建設工事）」について、文化財課新博物館整備室長、説明をお願いします。

乃万文化財課新博物館整備室長 議案第１０号「工事請負契約の締結について」ご説明します。議案書（２）の７３ページをご覧ください。

本件ですが、特別史跡加曽利貝塚新博物館（仮称）整備のため、博物館、飲食物販施設、土器づくり工房、屋外エレベータ棟の建築工事等を行うものです。特別史跡加曽利貝塚新博物館（仮称）

整備・運営事業建設工事を行うための工事請負契約を締結するよう市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき議決を求めるものです。

参考資料（2）の13ページをご覧ください。まず、「1 工事名称」については、特別史跡加曽利貝塚新博物館（仮称）整備・運営事業建設工事です。

次に、「2 施工場所」については、15ページに、位置図、配置図がありますので、ご参照ください。

次に、「3 工事概要」については、博物館、飲食物販施設、土器づくり工房、屋外エレベータ棟の建築工事等を行うものであり、記載のとおりです。

次に、「4 契約方法」については、総合評価落札方式一般競争入札です。

次に、「5 契約金額」については、税込みで90億8,160万円です。

次に、「6 工期」については、契約締結日から令和12年9月30日までを予定しております。

14ページをお願いします。

最後に、「7 請負者」については、前田・市原・トータルメディア・久米特定建設工事共同企業体です。構成員は、記載のとおりです。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

小西委員 2点質問です。本件とは直接関係ないのですが、工期が令和12年9月30日までですが、加曽利貝塚全体がリニューアルする時期、完了する時期といいますか、リニューアルオープンをする時期というのも、この令和12年9月なのかというところと、それまでの間、この加曽利貝塚には一切入れなくなってしまうのかどうかを教えてください。

乃万文化財課新博物館整備室長 今のご質問ですが、まず新しい博物館のオープンは令和12年度を考えており、建物が令和12年9月30日までに完成するということです。

新しい博物館ができるまで現博物館は開館をし、そこにある資料等は開館が近づいたときに少しずつ移していきながら、なるべく市民の方に影響がないような形で、今の博物館から新しい博物館に移していこうと考えております。

小西委員 ありがとうございます。

杉山委員 ご説明ありがとうございます。この屋外エレベータ棟というのは、この土器づくり工房のための屋外エレベータが、外にあるというイメージでしょうか。

乃万文化財課新博物館整備室長 屋外エレベータですが、新しい博物館と今ある加曽利貝塚の特別史跡をつなげるための連絡歩道橋等をこれから整備していき、新博物館だけではなくて、特別史跡も共に楽しみながら学んでいただこうと考えているところですが、その間で高低差があるものですので、その移動を助けるために外に置くエレベータと考えております。

鶴岡教育長 場所の高低差についても、ご説明をお願いします。

大塚生涯学習部長 参考資料の15ページをご覧ください。

位置図ですが、今回、新博物館を建設する場所に太く「新博物館」と記載してありますが、その上の辺りが新しく博物館を造る場所です。その左側に坂月川が流れておりまして、その対岸に「加曽利貝塚（特）」と記載してありますが、そちらに加曽利貝塚があります。現在の加曽利貝塚博物館は、その「加曽利貝塚（特）」と記載してあるところの、家のようなマークが記載されている、こちら辺に今の博物館があります。新博物館は、坂月川の対岸に設置をすることになり、細かい配置は、位置図の下の配置図に記載してあります。こちらに博物館本体、それから飲食物販施設、それから、屋外エレベータ棟と土器づくり工房を造るのですが、この屋外エレベータ棟は坂月川に橋をかける予定になっています。そちらにつながるためのエレベータ棟を設置する流れです。

杉山委員 市役所とモノレール駅をつなぐ歩道橋のイメージ。

大塚生涯学習部長 そんなイメージですね。

鶴岡教育長 川のところが谷になっています。ですので、高低差があります。

大塚生涯学習部長 車椅子の杉山委員もそうなのですが、足腰不自由な方など無理な感じがします。距離が少しありますので。

杉山委員 そうですね。

大塚生涯学習部長 橋を渡る必要もありますので、そのための屋外エレベータの設置です。

杉山委員 よく分かりました。ありがとうございました。

小西委員 以前ですが、加曽利貝塚のグランドデザインのよう、とても分かりやすいきれいなイメージ図をいただいたことがあります。そちらをご覧くださいとイメージが分かると思います。

杉山委員 それを見ると、分かるのですか。

小 西 委 員 はい、分かりやすいかと思います。

鶴岡教育長 当時のグランドデザインは、もうできてから大分時間がたっていてまして、今回、事業者が決定して、提案内容について、3月下旬頃になるのですが、このようなことを目指しますという概要をホームページで案内しようと思っております。今すぐには図でお示しすることはできないのですが、またそちらが用意できたら、ご案内させていただきます。

小 西 委 員 ありがとうございます。

杉 山 委 員 ありがとうございます。

鶴岡教育長 資料もリニューアルします。

ご質問もないようですので、議決に移ります。

議案第10号「工事請負契約の締結について（特別史跡加曽利貝塚新博物館（仮称）整備・運営事業建設工事）」についてを、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決します。

9 その他

第1回臨時会は、3月2日 月曜日 午後2時00分からとした。

10 閉会

鶴岡教育長より閉会を宣言